

西地区熱回収施設整備・運営に係るアドバイザー業務

仕様書

平成29年8月

大崎地域広域行政事務組合

第1章 総則

第1節 業務の目的

大崎地域広域行政事務組合（以下「組合」という。）では、新たなごみ処理施設（熱回収施設）のDBO方式による整備及び運営事業を推進しているところである。本業務は、新たなごみ処理施設の整備及び運営事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）、以下『PFI法』という」の規定に準じて実施するに当たり、DBO方式に関する専門家の支援を受けることにより、より質の高い事業実施を確実に実現することを目的とする。

第2節 委託業務名及び業務場所

委託業務名：西地区熱回収施設整備・運営に係るアドバイザー業務

業務場所：宮城県大崎市古川桜ノ目字新高谷地 地内（別紙：位置図）

第3節 委託期間

契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで

第4節 整備施設の概要

- (1) 規模 : 140 t / 日
- (2) 処理対象物 : 可燃ごみ, 破砕可燃物
- (3) 処理方式 : ストーカ方式
- (4) 建設予定地 : 宮城県大崎市古川桜ノ目字新高谷地 地内

第5節 業務範囲

本業務の範囲は以下に示すとおりとする。

- (1) 施設計画作成に係る事項の検討
- (2) 実施方針及び要求水準書（案）の作成及び公表に係る支援
- (3) 予定価格設定ならびに特定事業の選定及び公表に係る支援
- (4) 事業者募集書類の作成
- (5) 事業者の募集・評価・選定及び公表に係る支援
- (6) 契約締結に係る支援
- (7) 事業者選定委員会の運営支援
- (8) 費用対効果分析書作成
- (9) 既存大崎広域リサイクルセンター解体にかかる仕様書等の作成
- (10) 循環型社会形成推進地域計画の更新

第6節 手続き上必要な書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、次の必要書類を提出しなければならない。

- (1) 管理技術者等通知
- (2) 着手届及び業務工程表
- (3) 給付完了通知書
- (4) 業務完了報告書
- (5) 請求書
- (6) その他組合が指示する書類

第7節 仕様書の適用

本業務は、本仕様書に従って行わなければならない。特別な仕様については、組合と協議して定めるものとする。但し、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務の遂行に必要な事項は本業務に含むものとする。

第8節 関係法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり次の法令等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律，同施行令，同施行規則
- (2) 環境関連法令，同施行令，同施行規則
- (3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律，同施行令
- (4) その他関係諸法令，通達，通知等

第9節 中立性の保守

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

第10節 業務計画書の作成

受注者は、契約締結後、速やかに業務計画書を提出し、組合の承諾を受けなければならない。業務計画書には、以下に示す事項を記載するものとする。

- (1) 業務内容
- (2) 実施体制図
- (3) 業務実施担当者一覧
- (4) その他指示する事項

第11節 管理技術者及び照査技術者等

- (1) 受注者は、DBO方式によるごみ処理施設アドバイザー業務（平成19年度から平成28年度に完了した業務で、140 t/日以上発電付全連続燃焼式を対象とした業務に限る。）の実績を有する管理技術者を配置し、迅速で正確な業務を執行しなければならない。

- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門-衛生工学（廃棄物管理））、技術士（衛生工学部門 廃棄物に関する専門分野）の内、いずれかの資格を有し、業務の全般にわたり包括的管理を行わなければならない。
- (3) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門-衛生工学（廃棄物管理））、技術士（衛生工学部門 廃棄物に関する専門分野）の内、いずれかの資格を有すること。
- (4) 担当技術者は、各部門に必要な資格者を配置すること。

第12節 打合せ議事録

受注者は、打合せ及び協議の都度、その内容を記録した打合せ議事録を組合に提出し、承認を受けなければならない。

第13節 資料の貸与と返却

組合は、本業務の遂行上必要な資料を有している場合には受注者に貸与する。受注者は、貸与を受けた場合には貸与を受けた資料のリストを提出するとともに、組合が指定する期日までに資料を返却しなければならない。

第14節 検査

受注者は、業務完了後、所定の手続きを経て検査を受けるものとし、組合の検査合格をもって引渡しとする。なお、平成29年度末までの成果（出来高）について年度成果品として納めるものとする。

第15節 疑義の解釈

本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、組合と受注者の協議によるものとする。但し、業務遂行上必要と認められる軽微な事項については、受注者の費用及び責任において実施するものとする。

第16節 その他注意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては、必要に応じて関係機関と十分協議の上で進めること
- (2) 本業務に係る成果品の著作権は、組合に無償で譲渡すること。
- (3) 受注者は、成果品の納入後であってもその不備が発見された時は、速やかに受注者の費用を持って訂正すること。
- (4) 受注者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合には、組合に承諾を得たうえで迅速に対応すること。
- (5) 受注者が関係する官公庁等から交渉を受けた時には、遅滞なくその旨を組合に申し出て協議すること。
- (6) 受注者は、本業務の遂行により知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

本業務が終了した後、組合からの問い合わせについては、誠実に対応すること。

- (7) 受注者は、本業務の引渡しを終了した場合であっても、委託者から本業務について説明を求められたときは、誠意をもって応じなければならない。

第17節 立入りの制限

受注者は、調査に際して現場や他人の所有する土地に立ち入る場合、組合の許可を得なければならない。

第18節 成果品

成果品については、組合の検査を受け合格しなければならない。合格した全部の成果品を引き渡した時点の本業務の完了とする。なお、本業務の成果品とその提出部数は次のとおりとする。

- | | | |
|--|-------------|--------|
| (1) 西地区熱回収施設整備・運営に係るアドバイザー業務報告書 | A4版製本 | 3部 |
| (2) 費用対効果分析書 | A4版製本 | 10部 |
| (3) 既存大崎広域リサイクルセンター解体工事仕様書 | A4版製本 | 3部 |
| (4) 既存大崎広域リサイクルセンター解体工事見積書精査報告書及び積算内訳書 | A4版製本 | 3部 |
| (5) 既存大崎広域リサイクルセンター解体に伴う財産処分申請等書類精査報告書 | A4版製本 | 3部 |
| (6) 年度成果品 | A4版製本 | 1部 |
| (7) その他組合が指定するもの | A4版バインドファイル | 3部 |
| (8) 打合せ記録簿 | A4版バインドファイル | 1式 |
| (9) 循環型社会形成推進地域計画 | 原稿1式 | 製本 20部 |
| (10) 上記格納データCD | | 1式 |

第19節 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 組合から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう

指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

第2章 業務内容

第1節 施設計画作成に係る事項の検討

DBO 事業における事業者を選定するために、その事業条件、事業者募集・選定方法等、新たなごみ処理施設の計画作成に係る下記の事項について検討する。

- (1) 事業範囲の検討
- (2) 事業条件の検討
- (3) 事業者募集・選定方法の検討
- (4) 事業者選定委員会の選定委員推薦、委員会スケジュール検討
- (5) 募集・選定スケジュールの検討

第2節 実施方針及び要求水準書（案）の作成及び公表に係る支援

PFI 法第5条に規定される特定事業（以下「特定事業」という。）の実施に関する下記に示す方針等の作成支援を行うものとする。なお、要求水準書（案）の作成にあたっては、第4節（2）項の規定にしたがうものとする。

- (1) 実施方針の作成
- (2) 要求水準書（案）の作成
- (3) 実施方針及び要求水準書（案）に対する事業者からの質問回答作成

第3節 予定価格設定ならびに特定事業の選定及び公表に係る支援

新たなごみ処理施設の整備及び運営事業に係る予定価格の根拠資料を整理する。また、下記に示す特定事業の選定資料の作成・公表支援を行うものとする。

- (1) プラントメーカーへの見積依頼（見積依頼先プラントメーカーの選定作業を含む）
- (2) 債務負担行為議決資料作成の支援
- (3) 予定価格の設定
- (4) DBO 導入に対する評価
- (5) 特定事業の選定資料（公募書類）の作成

第4節 事業者募集書類の作成

- (1) 入札説明書の作成

事業条件、事業者募集・選定方法の検討結果を踏まえたうえで、事業者の募集に必要な入札説明書を作成する。なお、入札説明書については、他の公募書類と整合を図ったうえでと

りまとめるものとする。

- ①募集条件の検討
- ②官民役割負担の検討
- ③支払い方法の検討
- ④事業破綻時処理の検討
- ⑤入札説明書（公募書類）の作成

（２）要求水準書（案）の作成

組合が実施した西地区熱回収施設等調査業務（平成２６～平成２７年）を踏まえたうえで、施設の整備（設計・施工）及び運営に関する要件等について検討し、事業者募集に必要な要求水準書を作成する。

- ①事業の基本条件の検討
- ②施設の整備に関する要件の検討
- ③施設の運営に関する要件の検討
- ④要求水準書（公募書類）の作成

（３）落札者選定基準の作成

事業者募集・選定方法等の検討結果を踏まえたうえで、事業者提案書の審査方法及び評価方法について検討し、事業者募集に必要な落札者選定基準を作成する。

- ①基礎審査方法の検討
- ②価格要素審査方法の検討
- ③非価格要素審査方法の検討
- ④総合評価方法の検討
- ⑤落札者決定基準（公募書類）の作成

（４）様式集の作成

事業者募集・評価・選定を円滑に進めるために、応募書類に関する様式集を作成する。

（５）応募書類の提出要領書の作成

事業者募集・評価・選定を円滑に進めるために、応募書類に関する提出要領書を作成する。

（６）事業契約書（案）の作成

入札説明書、要求水準書、落札者選定基準等に係る検討結果を踏まえたうえで、事業者募集に必要な事業契約書（案）（基本契約・建設工事請負契約・運営業務委託契約）を作成する。

第5節 事業者の募集・評価・選定及び公表に係る支援

事業者の募集・評価・選定及び公表に必要な以下の支援を行うものとする。

- (1) 事業者募集書類に対する事業者からの質問回答書作成
- (2) 応募事業者の資格審査
- (3) 応募事業者提案書の把握・整理
- (4) 応募事業者のヒアリング
- (5) 審査結果の公表

第6節 契約締結に係る支援

発注者と事業者との間で締結する基本協定書案（事業契約前における SPC（Special Purpose Company）※設立等の基本的事項に関する協定）の支援及び選定された事業者と組合の間で締結される事業契約書に関する詳細協議等に立会い、事業契約書の内容、条項等を精査し確認するとともに、事業提案書に対する見解等についても適切なアドバイスや解決案の提示等を行い、速やかな事業締結の支援を行うものとする。

第7節 事業者選定委員会の運営支援

事業者評価方法、評価項目の確認及び応募した事業者の中から優秀提案者を選定するために学識経験者を含めた事業者選定委員会を設置する。本業務では、この委員会の運営を円滑に進めるために必要な以下の支援業務を行うものとする。なお、委員に対する謝金及び交通費は、本委託業務費に含まないものとする。

- (1) 事業者選定委員会の会議資料の作成

上記の検討結果に基づいて、事業者選定委員会で必要な会議資料の作成を行うものとする。なお、会議資料の作成に当たっては、組合と十分に打合せを行ったうえでとりまとめるものとする。

- (2) 事業者選定委員会への出席

7回程度開催予定の事業者選定委員会に出席し、必要に応じて会議資料の説明及び質問回答を行うものとする。

- (3) 事業者選定委員会議事録の作成

事業者選定委員会の終了後、速やかに議事録を作成し組合に提出するものとする。

第8節 費用対効果分析書作成

算出した工事費に基づいて費用対効果を分析する。

第9節 既存大崎広域リサイクルセンター解体工事にかかる仕様書等の作成

平成31年度に予定している既存大崎広域リサイクルセンター解体工事に係る支援を行う。なお、解体工事については別途一般競争入札契約等を行い、業者を選定する予定。

(1) 施設概要

- ①施設名 大崎広域リサイクルセンター
- ②所在地 宮城県大崎市古川桜ノ目字新高谷地317
- ③竣工 平成5年7月
- ④処理能力 破碎・選別：40t／5h
資源（選別）：20t／5h
- ⑤処理方式 不燃・粗大：高速破碎機＋磁力選別＋粒度選別＋アルミ選別
資源（選別）：磁力選別＋手選別（茶・無色・他）
- ⑥敷地面積 9,900m²
- ⑦建築面積 1,572m²
- ⑧総事業費 約2,480百万円

(2) 業務内容

- ①既存大崎広域リサイクルセンター解体工事の仕様書作成
 - ②見積書精査支援及び積算内訳書作成
 - ③財産処分申請等書類精査支援
- ※財産処分申請等書類は作成済み。

第10節 循環型社会形成推進地域計画の更新

平成29年2月策定の「一般廃棄物処理基本計画」を踏まえ、地域計画として取りまとめる。取りまとめの内容については、「循環型社会形成推進地域計画策定マニュアル」(環境省)に準拠し、以下の内容とする。取りまとめの内容の作成にあつては、発注者からの情報提供を用いるとともに、要求内容を満足するような文章の作成、図表作成、各種計算、調査等を行うこと。

(1) 基本的な事項

- ①対象地域
- ②計画期間
- ③基本的な方向

(2) 現状と目標

- ①一般廃棄物等の処理の現状
- ②一般廃棄物等の処理の目標

(3) 施策の内容

- ①発生抑制，再使用の促進
- ②処理体制
- ③処理施設の整備
- ④施設整備に関する計画支援業務
- ⑤その他の施策

- (4) 計画期間における各交付対象事業の概算事業費
- (5) 計画のフォローアップと事後評価
 - ①計画のフォローアップ
 - ②事後評価及び計画の見直し
- (6) 参考資料

第11節 その他の支援

(1) 法的業務の支援

業務の遂行にあたり、法的業務の支援には、必要に応じて弁護士による対応を行うこと。

(2) その他申請書類等の作成（循環型社会形成推進交付金申請書類等）

本業務は、循環型社会形成推進交付金事業の事業者選定支援事業に該当する。その交付金申請書類等の作成を行うこと。

(3) 地元住民説明資料の作成（地元住民説明に必要となる資料を作成すること）

別紙： 位置図

計画対象施設は、宮城県大崎市古川桜ノ目字新高谷地地内に建設する予定である。

